

令和7年度新たな時代の人づくり協働推進事業補助金 募集案内

[応募締切：令和7年5月1日（木）※当日消印有効]

1 事業の目的

民間の企業等が「山口県新たな時代の人づくり推進方針（令和3年3月策定）」（以下「推進方針」）に沿って、学校や市町、企業など他者と連携・協働して行う新たな取組の立ち上がりを支援します。

2 補助対象となる取組・団体等

○ 補助の対象となる取組

民間の企業、団体等（以下「団体等」）が、山口県内において、自主的・主体的に取り組むものであって、次のいずれにも該当するもの

- （1）推進方針に掲げる6つの取組の視点のいずれかに該当する新たな取組であること
- （2）学校や企業、団体など他者と連携・協働して行う取組であること
- （3）将来的な自走を目指す取組であること ※補助金の交付は2箇年が上限

※ 次の場合は、補助対象となりません

- 営利目的又は宗教的、政治的若しくは商業的な宣伝意図があると認められる取組
- 学校の授業の一環として行われる取組

○ 補助の対象となる団体等

山口県内に活動拠点を置く企業、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、コミュニティー団体等で次のいずれにも該当するもの

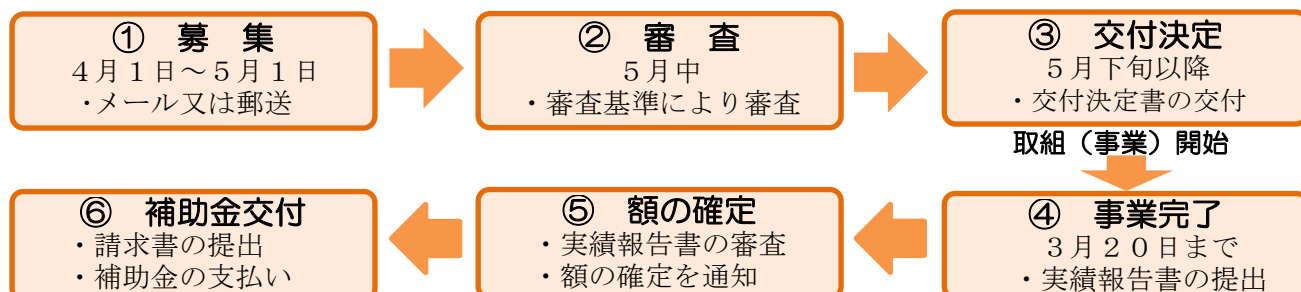
- （1）山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク（以下「人づくり推進ネットワーク」）の会員であること（補助申請と同時に会員登録の申込みを行う場合を含む。）
- （2）組織の運営に関する会則等の定めがあること
- （3）審査過程で県から意見や提言等が付された場合は、付された意見等を十分踏まえて実施する意向があること
- （4）暴力団又は暴力団員が団体等の運営に関与していると認められるものでないこと
- （5）団体等の構成員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるものでないこと

※詳しくは、「新たな時代の人づくり協働推進事業補助金交付要綱」をご確認ください

3 補助内容

補 助 額	補助率10／10（上限50万円）
補 助 対 象 期 間	交付決定後 ～ 令和8年3月20日
補 助 件 数	10件程度（予算の範囲内で決定）

4 補助事業のスケジュール



5 審査基準

① 適合性

推進方針に沿った取組となっているか

② 新規性

新たに実施する取組となっているか、現在の取組を表面的に改変したものとなっていないか

③ 連携・協働性

他者との連携・協働が見込まれているか、連携・協働先は、取組効果が高まるものとなっているか

④ 自立性

将来的に本補助金に頼らず、継続した取組として自走していくことが可能であるか

⑤ 妥当性

実現可能性の高い取組内容となっているか、適正な経費の見積もりとなっているか、補助の効果が高いか

審査基準 = 補助要件に合致しているか ± 高評価・低評価

次の場合は、審査の際、評価が高くなります

- 地域資源の効果的な活用や、学びの効果を高める工夫など、新しいアイデアを用いた独創的な取組
- 他の団体への波及効果の高い、先駆的かつ先導的な取組
- 子ども・若者だけでなく、人づくりに参画する人材の確保や育成にもつながる取組

次の場合は、審査の際、評価が低くなります

- 推進方針との関係が明確に記されていない、又はあいまいな取組
- 単なるイベントや体験活動など、学びの効果を高める工夫が乏しい取組

【審査方法】一次審査及び二次審査ともに書類審査

6 その他の留意事項

- 審査過程で県から意見や提言等が付された場合は、付された意見等を十分踏まえて実施をお願いします。
- 申請や報告に虚偽があった場合、重大な法令違反や経費の不適切な執行が認められる場合は、補助金額の確定の有無にかかわらず、補助金の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 他機関・団体から補助される場合は、補助金額を調整することがあります。
- 取組内容や収支に大幅な変更が生じた場合は、減額又は取り消すことがあります。

7 補助対象経費

①謝金	講師料、指導者や通訳者等への謝礼等
②旅費	取組の実施に必要な交通実費及び宿泊費等 ※自家用車による移動は、30 円／km として計算したもの ※公共交通機関による移動の場合は実費／特別料金（グリーン車両乗車等）は対象外 ※宿泊費実費（一泊につき上限 13,400 円）
③消耗品費・ 原材料費	消耗物品・原材料の購入費（用紙、文具、封筒等の事務用品、CD、DVD 等）、ソフトウェア・少額資産の購入費、コピー代等
④印刷費・ 広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、立看板・横断幕・パネル等制作、広告掲載料等 ※印刷を業者に発注する場合は、印刷費・広告宣伝費に計上 ※印刷を団体内部で行う場合のインクカートリッジ、用紙等の購入費は消耗品費に計上
⑤通信運搬費	切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、資機材の運搬料
⑥使用料・賃借料	会場使用料や冷暖房・マイク等の備品を含む付帯設備使用料 機器等の借料（レンタル料）、著作権使用料、バス借上料、高速道路利用料等
⑦委託費	外部に運営等の一部を発注する経費
⑧保険料・手数料	イベント保険料、振込手数料等
⑨その他の経費	知事が特に必要と認める経費
※対象とならない経費 ・本補助金の交付決定前に発生した経費 ・団体の構成員（役員・常勤職員等）に係る経費（取組の実施に要する実費弁償を除く）人件費や謝金（会員の労務や技術に対して支払われるものを含む）、会議費 ・飲食費（懇親会、接待、打ち上げ、パーティー等の経費を含む） ・講師等への土産代や花束代 ・特定の個人・団体に対する給付経費（参加者個人に対する旅費・宿泊費・体験料や他団体への助成金、補助金、寄付金、義援金など） ・団体運営費（家賃、光熱水費、電話料など通常の団体運営経費） ・土地、建物、設備その他の固定資産（ソフトウェア及び少額減価償却資産を除く）の取得、整備又は除却に要する経費 ・公租公課 ・その他補助事業の実施に係る直接経費と認められない経費	

補助金申請額は、取組の実施にあたり広告料・参加料その他の収入がある場合、補助対象経費の総額から当該収入の額を差し引いた額の範囲内かつ 50 万円を超えない金額となります。

「広告料・参加料その他の収入」・・・参加者から徴収する料金、パンフレットの売上金、企業広告掲載料など、取組実施に伴い発生する収入のこと

8 申請の方法

- 所定の申請書に必要事項を明記し、添付書類を添えて、メール又は郵送してください（FAXによる応募はできません）。
 - 申請書の様式は、山口県のホームページからダウンロードできます。
☞ [山口県 HP トップ](#)—[「組織で探す」](#)—[総合企画部政策企画課](#)内に掲載の
[新たな時代の人づくり協働推進事業補助金](#)ページをご覧ください。
 - 申請書は原則として返還しません（申請内容について照会することがありますので、必ず副本を保管しておいてください）。
 - 一つの取組を複数の団体が協働して実施する場合は、いずれかの団体が代表して申請してください。
 - 人づくり推進ネットワークに未登録の団体については、本補助金の申請に併せて登録してください。
- ※ 申請に係る個人情報、本補助金の目的以外には利用しません。

「人づくり推進ネットワーク」とは？

山口県では、「推進方針」に沿った取組を展開していくため、県内の企業や団体などの皆様に、「人づくり推進ネットワーク会員」として登録いただき、人づくりに関する情報提供や連携・協働などを進めています。

「人づくり推進ネットワーク会員」への登録は、山口県総合企画部政策企画課のホームページの「山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク」サイトの登録申込フォームからお申し込みいただくか、申請書をダウンロードの上、メール又はFAX等によりご提出ください。

☞ [山口県 HP トップ](#)—[「組織で探す」](#)—[総合企画部政策企画課](#)内に掲載の
[山口県新たな時代の人づくり推進ネットワーク](#)ページをご覧ください。

お問い合わせ先・応募先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県 総合企画部 政策企画課／新たな時代の人づくり推進室
TEL：083-933-2516 FAX：083-933-2088
E-mail：a10000@pref.yamaguchi.lg.jp